

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づいて、令和2年11月19日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「2級」と認定した部分について、1級に変更することを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件障害の障害等級は1級に該当するものであるとして、本件処分の違法性及び不当性を主張している。

診断書、意見書に記載されている総合所見の「左上下肢ともに全廃」の通り、歩行は困難で、片脚による起立保持は全く不能である事から障害等級1級相当、下肢3級の交付を求める。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年7月19日	諮問
令和3年9月10日	審議（第59回第3部会）
令和3年10月14日	審議（第60回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該

当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件に係る一上肢の機能障害及び一下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
2 級	4 一上肢の機能を全廃したもの	
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一下肢の機能を全廃したも

		の
4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下左表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとするとしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「右視床出血（疾病）」を原因とする「左片麻痺」とされている（別紙1・I・①及び②）。これを前提として、請求人の左上肢及び左下肢の機能障害（本件障害）の程度について以下検討する。

ア 左上肢の機能障害の程度

本件診断書によれば、請求人については、頭部及び手を含む左半身に感覚障害、左上肢及び左下肢に運動障害、左掌に運動障害及び感覚障害が認められるとされている（同・II参考図示）。

そして、関節可動域と筋力テストの欄（同・Ⅲ）によれば、左上肢の筋力は全て×（筋力消失又は著減）とされている。

また、動作・活動の欄によれば、両手動作の「タオルを絞る」及び「背中を洗う」並びに左手動作の「はしで食事をすする」、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」の全てが×（全介助又は不能）とされており（同・Ⅱ・二）、左手の握力は0 kgとされている（同・一）。

そうすると、請求人の左上肢に係る障害は、総合的に判断して、左上肢の機能を全廃したものとして、障害等級2級と認定するのが相当である。

#### イ 左下肢の機能障害の程度

本件診断書によれば、請求人については、左足を含む左下肢全体に運動障害及び感覚障害が認められるとされている（別紙1・Ⅱ参考図示）。

そして、関節可動域と筋力テストの欄（同・Ⅲ）によれば、股関節の屈曲及び膝関節の伸展が△（筋力半減）であり、その他の項目について×（筋力消失又は著減）とされている。

さらに、歩行能力及び起立位の状況の欄（同・Ⅱ・三）によれば、歩行能力（補装具なしで）については不能、起立位保持（補装具なしで）については、10分以上困難とされている。

また、動作・活動の評価の欄（同・Ⅱ・二）によれば、「正座、あぐら、横座り」は×（全介助又は不能）とされるものの、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、つえ）」、「家の中の移動（壁、つえ）」、「二階まで階段を上って下りる」（手すり、つえ）、「屋外を移動する（つえ）」及び「公共の乗物を利用する」は△（半介助）とされ、「寝返りをする」、「足を投げ出して座る」は

○（自立）とされており、一定程度の運動性と支持性は保たれているといえる。

そうすると、一下肢の機能障害に係る「全廃」（障害等級3級）とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいうとされている（別紙2・第3・2・(2)・イ・（ア））ことから、請求人の左下肢の機能障害の程度は、そこまでに至っているとは認められず、障害等級4級と認定するのが相当である。

#### ウ 総合等級

請求人の上記ア及びイの障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、左上肢機能障害（左上肢の機能を全廃したもの）2級の指数11と左下肢機能障害（左下肢の機能の著しい障害）4級の指数4とを合計すると指数15となり、合計指数が11～17の場合、認定等級は2級となることから、障害等級2級と認定するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「脳出血による 上肢機能障害【左上肢機能全廃】（2級）、脳出血による 下肢機能障害【左下肢機能の著しい障害】（4級）」として、「障害等級2級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は第3のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めた上で、本件処分を行ったものと認められる。

そして、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものであるところ（1・(2)）、本件処分は、上記2・(1)ないし(3)のとおり、上記1の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）